明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（総務八五）　一
○電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令（経済産業七二）　三六
〔告　示〕
○農薬原体の検査方法を定める件の一部を改正する件（農林水産一七一九）　四一
○地方税法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件（国土交通八五〇）　四三
〔官庁報告〕
官庁事項
令和元年度における予算使用の状況（令和元年度出納整理期間を含む。）（内閣）　四四
令和二年度第一・四半期予算使用の状況（同）　九三
令和二年度第一・四半期国庫の状況（同）　一三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四一
特殊法人等
令和元年度財務省共済組合の決算、独立行政法人自動車技術総合機構令和元年度財務諸表、弁理士登録関係　一七七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一九六
会社その他
会社決算公告　一九七

省令

○総務省令第八十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月七日

総務大臣　高市　早苗